◎ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例(条例第2号)

- 1 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の実施に際して、市町村が住民等とこれらの大会に参加する選手その他の関係者との交流を促進する事業及びこれに伴う取組を行う場合において、選手等の受入れに係る新型コロナウイルス感染症の対策に要する経費の財源に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。 (第2条関係)
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。(第4条関係)
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)
- 6 その他基金に関し必要な事項は、知事が定めることとした。 (第6条関係)
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則第1項関係)
 - (2) この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)
- ◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第3号)
 - 1 入居者資格の特例措置の対象の範囲を改めることとした。 (第5条関係)
 - 2 施行期日

この条例は、令和3年3月12日から施行することとした。(附則関係)